

## 未適用事業所に対する職権による適用について

戸別訪問等による加入指導後においても加入手続が行われない事業所に対する最終的な適用方策として、職権による適用を実施する。

### 具体的内容

#### ①重点的な加入指導

○ 法人登記申請書等により把握した未適用事業所に対して、文書による加入勧奨、社会保険労務士等による巡回説明等により、制度の説明等に重点をおいた加入勧奨及び加入指導を行い、事業主の自主的な届出を促す。

○ 一定規模以上の事業所に対しては、呼出、戸別訪問等による加入指導を繰り返し実施する。

平成16年度は、原則として、従業員規模が20人以上のものから優先的に実施。  
平成17年度は、原則として、従業員規模が15人以上のものから優先的に実施。  
平成18年度は、原則として、従業員規模が10人以上のものから優先的に実施。

#### ②職権による適用

○ 強制適用の基本に立ち帰るとともに、モラルハザードを防止するため、重点的な加入指導後においても加入手続を行わない事業所については、社会的責任が大きいと考えられる従業員規模が一定規模以上（20人程度を目途）の事業所から、順次、職権による適用を実施する。

# 未適用事業所に対する適用促進の流れ(平成17年度)

## 未適用事業所の把握

- (1) 適用促進対象事業所の選定
- (2) 文書による加入指導
- (3) 巡回説明

- ・定期的な登記申請書の閲覧等により新設法人を把握
- ・雇用保険との適用事業所データの突合
- ・適用促進対象事業所に対し加入勧奨状を送付。
- ・社会保険労務士への委託等による未適用事業所に対する巡回説明・指導を行う。

適用促進対象事業所

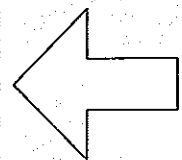
## 重点的な加入指導

- (4) 呼出による加入指導
- (5) 戸別訪問による重点加入指導

- ・巡回説明による勧奨によっても届出を行わない事業所については、社会保険事務所へ呼び出して、加入指導を行う。
- ・16年度は、原則として、従業員が5人以上のものから優先的に実施。
- ・呼出による加入指導によっても届出を行わない事業所については、戸別訪問を行うほか、呼出、電話又は文書により、繰り返し指導する。
- ・16年度は、原則として、従業員規模が20人以上のものから優先的に実施。
- ・17年度は、原則として、従業員規模が15人以上のものから優先的に実施。
- ・18年度は、原則として、従業員規模が10人以上のものから優先的に実施。

重点加入指導対象事業所

再指導・督促等



## 職権による適用

【対象事業所】

戸別訪問による重点加入指導によっても届出を行わない一定規模以上の事業所を対象とする。  
 ・重点加入指導を概ね3ヶ月以上実施しても加入の届出を行わない場合について、職権適用する。  
 ・また、特別な理由がなく、加入手続を行わない事業所であって、重点加入指導を引き続き実施していくことが困難である場合については、2回以上の戸別訪問による事業主に対する指導実績を目的として職権適用する。

## 立入検査等

- (6) 事業所の選定(決定)
- (7) 事前準備(予告通知)
- (8) 立入検査等の実施

- ・当面は、16年度に重点加入指導を実施した従業員規模が20人(程度)以上のものから取り組む。
- ・17年度に重点加入指導を実施する従業員規模が15人(程度)以上の事業所についても、進捗状況を踏まえながら、順次、取り組む。
- ・立入検査日を決定し、事業主あてて通知する。
- ・事業所に立ち入り、労働者名簿、賃金台帳等の提示、閲覧を求め、新規適用届、被保険者資格取得届等を起票する。
- ※ 立入検査等を拒否された場合には、罰則を適用。

## 事務処理等

- (9) 新規適用届・資格取得届

・被保険者の資格の有無を確認した日を新規適用年月日、資格取得年月日として、資格取得の処理を行う。

立入検査拒否・忌避等

(※) 告発(罰則の適用)

・立入検査を拒否等されたことにより、被保険者資格の確認ができない場合には、罰則を適用することとし告発することを検討。

## 社会保険業務の市場化テストについて

## ◎ 次の業務を平成17年度に市場化テストのモデル事業として実施

## ○ 政府管掌健康保険、厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進事業

5箇所の社会保険事務所を対象として、未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務を包括的に委託する。

対象社会保険事務所：港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所（東京社会保険事務局でまとめて委託）  
南福岡社会保険事務所、久留米社会保険事務所（福岡社会保険事務局でまとめて委託）

（参考：その他の平成17年度に市場化テストのモデル事業として実施する社会保険業務）

## ○ 国民年金保険料の収納事業

5箇所の社会保険事務所を対象として、必要な未納者情報を提供した上で、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促及び保険料の納付委託を包括的に委託する。

対象社会保険事務所：調整中

## ○ 年金電話相談センター事業

2箇所の年金電話相談センターの業務（電話による年金相談、電話による各種通知等への問合せの対応）を委託する。

対象年金電話センター：茨城年金電話相談センター、広島年金電話相談センター